

機密書類リサイクル処理サービス約款

第1条（目的）

機密書類リサイクル処理サービス（以下「本サービス」という）の利用約款（以下「本約款」という）は、本サービスを受けようとするお客様（以下「甲」という）と株式会社アイクリーン（以下「乙」という）が本サービスの取扱いについて定めるものです。ただし、個別契約に別途の定めがある場合は、個別契約を優先します。

第2条（定義）

本約款において定める言葉の定義は以下の通りとします。

- ・「まもっ太郎」とは、機密書類専用段ボール箱を指します。

第3条（本サービスおよび工程）

提供するサービス及びその工程は以下の通りとします。

- (1) 甲は、乙より「まもっ太郎」10箱1セットとして購入します。
- (2) 甲は、処理を委託する機密書類を「まもっ太郎」に詰めて、ガムテープ等で封をします。
- (3) 甲は、購入時、取り決めをした単位（1箱・5箱・10箱）を1単位として乙に集荷を依頼し、乙は、甲の事業所から集荷します。
- (4) 乙は、集荷した「まもっ太郎」を乙の管理する機密書類保管倉庫に搬入し施錠管理します。
- (5) 乙は、機密書類保管数量が一定量に達した段階で乙の提携製紙工場に搬入します。
- (6) 乙の提携製紙工場は、搬入された「まもっ太郎」を未開封のまま、溶解により情報を抹消するとともに製紙原料としてリサイクル処理します。
- (7) 甲が特に希望する場合にはオプションサービスとして乙は提携製紙工場発行の溶解証明書を発行致します。

第4条（機密書類委託の留意点）

1. 甲は、乙に機密書類の溶解処理を委託するにあたり、「まもっ太郎」の中に必要書類を混入しないよう留意することとし、万一、「まもっ太郎」の中に必要書類を混入し、溶解処理された場合、乙はその責を負わないものとします。
2. 甲は、乙に機密書類の溶解処理を委託するにあたり、「まもっ太郎」の中に書類以外の廃棄物（書類をファイリングしている文具は除きます）は混入しないものとします。「まもっ太郎」内に書類以外の廃棄物が収納あるいは混入されている恐れがある場合には、乙は、甲の同意を得て、「まもっ太郎」を開梱し、点検できることとします。
3. 万一、混入禁止物品が収納あるいは混入されていた場合は、該当する「まもっ太郎」は返却します。尚、返却費用は、甲の負担とします。また、返却した「まもっ太郎」の代金は、値引きまたは返金しないこととします。

4. 甲は、「まもっ太郎」を納品した事業所と別の事業所から集荷を依頼する場合は、事前に乙の了承を得ることとします。この場合の1事業所の集荷単位数量は第3条(3)の定めによるものとします。

第5条 (機密書類の管理)

乙は、甲より「まもっ太郎」の引渡しを受けた後は、溶解処理完了に至るまで機密書類が漏洩、滅失などの事故が無きよう、適切な管理と必要な措置を講じるものとします。

第6条 (機密保持)

1. 乙は、「まもっ太郎」を取り扱う担当者に、乙の情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS : ISO/IEC27001) に基づく教育訓練を実施します。
2. 甲および乙は、本サービスにより知りえた相手方の技術上並びに業務上の秘密を、契約有効期間中はもとより終了後においても第三者に開示・漏洩・提供・譲渡をしてはならないものとします。
3. 乙は、機密情報の紛失、漏洩、盗難等の事故が生じたか、または生じるおそれがある場合には、速やかに甲に対しこれを報告し、甲の指示に従い原因究明および損害の拡大防止に努め、適切な措置を講じるものとします。
4. 甲及び乙は、自らの故意または過失により前項の事故が生じた場合、または、本約款の各条項に違反して相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し損害賠償の責を負います。

第7条 (権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、本サービスの取扱いにより生じる一切の権利義務を、第三者に譲渡あるいは担保に供してはならないものとします。但し、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除きます。

第8条 (有効期限)

本約款の有効期間は、甲が乙に「まもっ太郎」を受け渡してから、溶解処理が完了するまでとします。但し甲が溶解証明書の発行を求めた場合は、溶解証明書の発行完了までとします。

第9条 (協議)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上、処理解決するものとします。

平成 29 年 1 月 31 日

福島県福島市陣場町 2-20
株式会社アイクリーン
代表取締役 紺野 道昭